

# 生駒市犯罪被害者等支援条例

平成31年4月1日施行（抜粋）

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちは、わたしたちみんなの願いです。

しかし、誰もが、ある日突然犯罪の被害に巻き込まれる犯罪被害者やその家族になるおそれがあります。

生駒市では、犯罪被害者やその家族の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定しました。

## （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

## （見舞金の支給）

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 傷害見舞金 100,000円

## （遺族見舞金の支給対象等）

第8条 前条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為等により死亡した者（当該犯罪行為等を受けた時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下この項において「死亡被害者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者その他これに準ずる者として規則で定める者を含む。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、当該同順位の遺族全員に対してなされたものとみなす。

### （傷害見舞金の支給対象）

第9条 第7条第2号の傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為等により重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいう。）を負った者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪行為等を受けた時から引き続き、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市長が特別の理由があると認める者

### （見舞金の支給の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、第7条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者等と加害者との間に親族（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む。）の関係がある場合
- (2) 犯罪被害者等が犯罪行為等を誘発した場合その他当該犯罪行為等による被害につき、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

### （見舞金の支給申請等）

第11条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、見舞金の支給について、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による見舞金の支給申請は、犯罪行為等による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為等による被害が発生した日から7年を経過したときは、これを行うことができない。

### （見舞金の返還）

第12条 市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき、又は見舞金の支給後において第10条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金の支給を受けた者に対し、当該見舞金の返還を求めることができる。

### （居住の安定）

第13条 市は、犯罪行為等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

### （広報及び啓発）

第14条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

### 【犯罪被害者支援相談】

「生駒市役所人権施策課」では、毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）の  
午前8時30分～午後5時15分の時間帯で相談を行っております。

【TEL 74-1111】 お気軽にご相談ください。